

鏡石町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (18年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 17年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
18年度	12,966	4,420,466	97,700	869,804	19.7	21.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
18年度	96	391,821	45,174	155,044	592,039	6,167	5,741

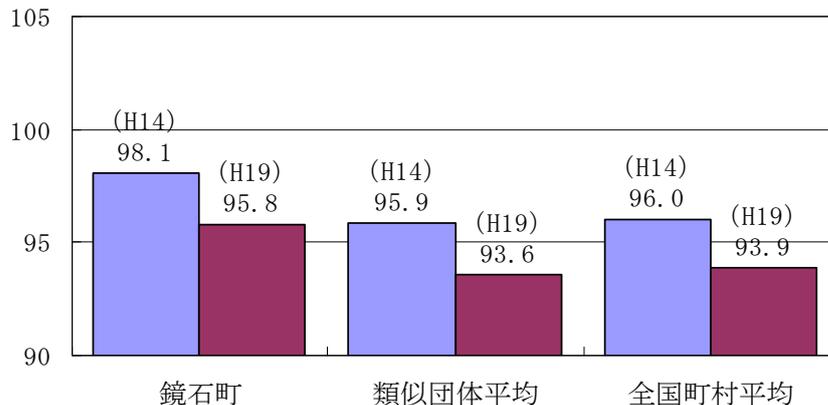
- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成18年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

現在、職員の給与については、町長等の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に基づき、平成19年12月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給料月額	減額措置後の給料月額
町 長	821,000 円	697,800 円
副町長	657,000 円	571,500 円
教育長	616,000 円	554,400 円

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成19年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
鏡石町	40.1歳	318,472円	390,647円	349,620円
福島県	43.2歳	354,800円	417,032円	388,852円
国	40.7歳	325,724円	—	383,541円
類似団体	43.0歳	325,505円	373,259円	352,580円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
鏡石町	50.6歳	8人	301,963円	308,838円	301,963円	調理士	43.0歳	256,400円	1.20
うち給食調理員	50.6歳	8人	301,963円	308,838円	301,963円	調理士	43.0歳	256,400円	1.20
福島県	49.5歳	455人	367,300円	410,533円	392,366円	—	—	—	—
国	48.8歳	5,193人	287,094円	—	320,514円	—	—	—	—
類似団体	48.9歳	13人	275,812円	293,286円	286,196円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
鏡石町	5,064,943円	3,453,400円	1.47
うち給食調理員	5,064,943円	3,453,400円	1.47

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成16年～18年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれの平均給与月額を12倍したものに、公務員においては、前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職（幼稚園（小・中学校））

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
鏡石町	41.8歳	318,380円	340,057円
福島県	43.3歳	395,900円	444,713円
類似団体	42.1歳	313,156円	330,504円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成19年4月1日現在）

区分		鏡石町	福島県	国
一般行政職	大学卒	170,200円	176,800円	170,200円
	高校卒	138,400円	142,800円	138,400円
技能労務職	高校卒	135,600円	151,050円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成19年4月1日現在）

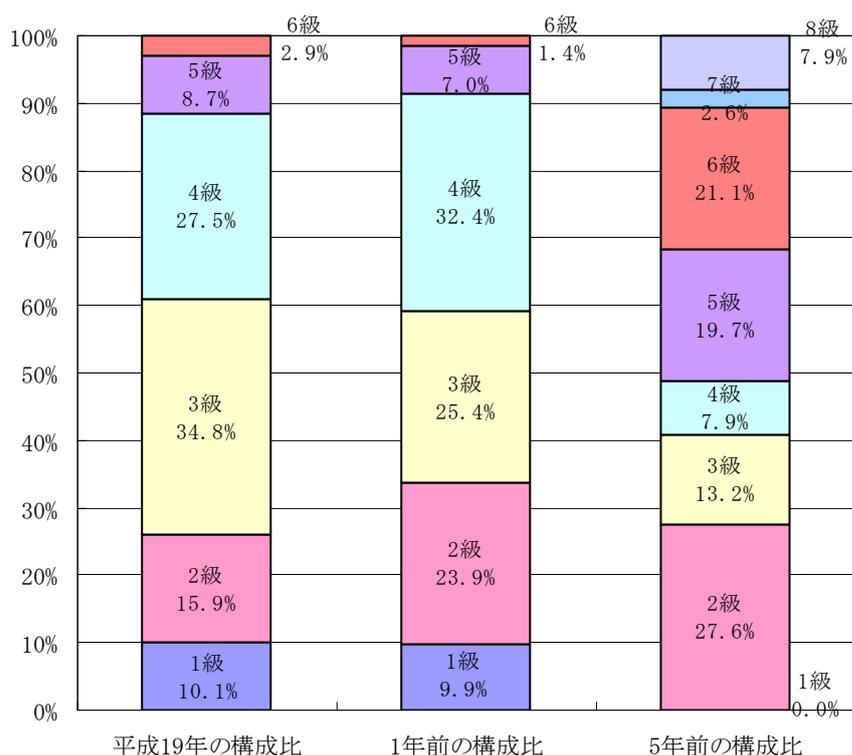
区 分		経験年数 10～15 年	経験年数 15～20 年	経験年数 20～25 年
一般行政職	大学卒	277,467 円	327,080 円	368,800 円
	高校卒	238,700 円	292,100 円	349,850 円
技能労務職	高校卒	238,000 円	—	299,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成19年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	7 人	10.1%
2 級	副主査	11 人	15.9%
3 級	主査	24 人	34.8%
4 級	グループ長	19 人	27.5%
5 級	課長	6 人	8.7%
6 級	参事	2 人	2.9%

- (注) 1 鏡石町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として全職員に対して勤務成績の評定を実施 なお、平成18年10月から、管理職を対象とした能力・業績に基づく人事評価を実施している。</p> <p>2. 昇給への勤務成績の反映状況 管理職については、能力と業績の両要素を総合的に5段階（A～E）の絶対評価を実施した。 なお、管理職以外の職員82名については、人事評価が未実施である。</p>
--

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鏡石町	福島県	国
1人当たり平均支給額（18年度） 1,515千円	1人当たり平均支給額（18年度） 1,806千円	—
（18年度支給割合） 期末手当 2.95 月分 勤勉手当 1.45 月分 （1.55）月分 （0.75）月分	（18年度支給割合） 期末手当 2.95 月分 勤勉手当 1.45 月分 （1.55）月分 （0.75）月分	（18年度支給割合） 期末手当 3.0 月分 勤勉手当 1.45 月分 （1.6）月分 （0.75）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成19年4月1日現在）

鏡石町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
1人当たり平均支給額	27,300千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成18年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成19年4月1日現在）

支給実績（18年度決算）		—	
支給職員1人当たり平均支給年額（18年度決算）		—	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	—	—	—

(4) 特殊勤務手当 (平成19年4月1日現在)

支給実績 (18年度決算)		—	
支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)		—	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (18年度)		—	
手当の種類 (手当数)		—	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
—	—	—	—

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (18年度決算)	12,125 千円
職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)	148 千円
支給実績 (17年度決算)	12,843 千円
職員1人当たり平均支給年額 (17年度決算)	161 千円

(6) その他の手当 (平成19年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (18年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (18年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 2人まで (配偶者扶養) 6,000円 1人 (配偶者非扶養) 6,500円 1人 (配偶者なし) 11,000円 その他 6,000円 特定期間 (満16歳年度初めから満22歳年度末) の子の加算 5,000円	同じ	—	12,735 千円	231,536 円
住居手当	(借家等職員) 家賃月額が20,500円以下 ・月額-9,500円を支給 家賃月額が20,501円以上 ・月額-20,500円÷2+11,000円を支給 (上限額27,000円) (自宅等職員) 新築、購入後5年間3,500円 上記以降2,500円	一部異なる	(借家等職員) 家賃月額が23,000円以下 ・月額-12,000円 家賃月額が23,001円以上 ・月額-23,000円÷2+11,000円 (上限額27,000円) (自宅等職員) 新築、購入後5年間2,500円 上記以降なし	6,731 千円	134,610 円
通勤手当	(交通機関利用者) 運賃等相当額が55,000円以下 ・運賃等相当額を支給 運賃等相当額が51,001円以上 ・相当額-55,000円÷2+55,000円を支給 (上限額なし) (自動車等利用者) 2km~80km 2,300円~44,900円 (上限額44,900円)	一部異なる	(交通機関利用者) 運賃等相当額が55,000円以下 ・運賃等相当額を支給 運賃等相当額が55,001円以上 ・一律55,000円支給 (自動車等利用者) 2km~60km 2,000円~24,500円 (上限額24,500円)	3,586 千円	64,036 円
管理職手当	支給額 ・課長×7% ・主幹×6%		国：俸給の特別調整額として支給	8,472 千円	325,848 円

5 特別職の報酬等の状況（平成19年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	697,800 円 (821,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副町長		874,000 円/325,000 円	
報 酬	議 長	329,000 円	380,000 円/243,000 円	
	副議長	271,000 円	285,000 円/191,700 円	
	議 員	251,000 円	261,000 円/152,800 円	
期 末 手 当	町 長 副町長	(18年度支給割合) 3.3 月分		
	議 長 副議長 議 員	(18年度支給割合) 3.3 月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	町 長	$697,800 \times \text{在職月数} \times 0.48$	1,608 万円	任期毎
	副町長	$571,500 \times \text{在職月数} \times 0.29$	796 万円	任期毎
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

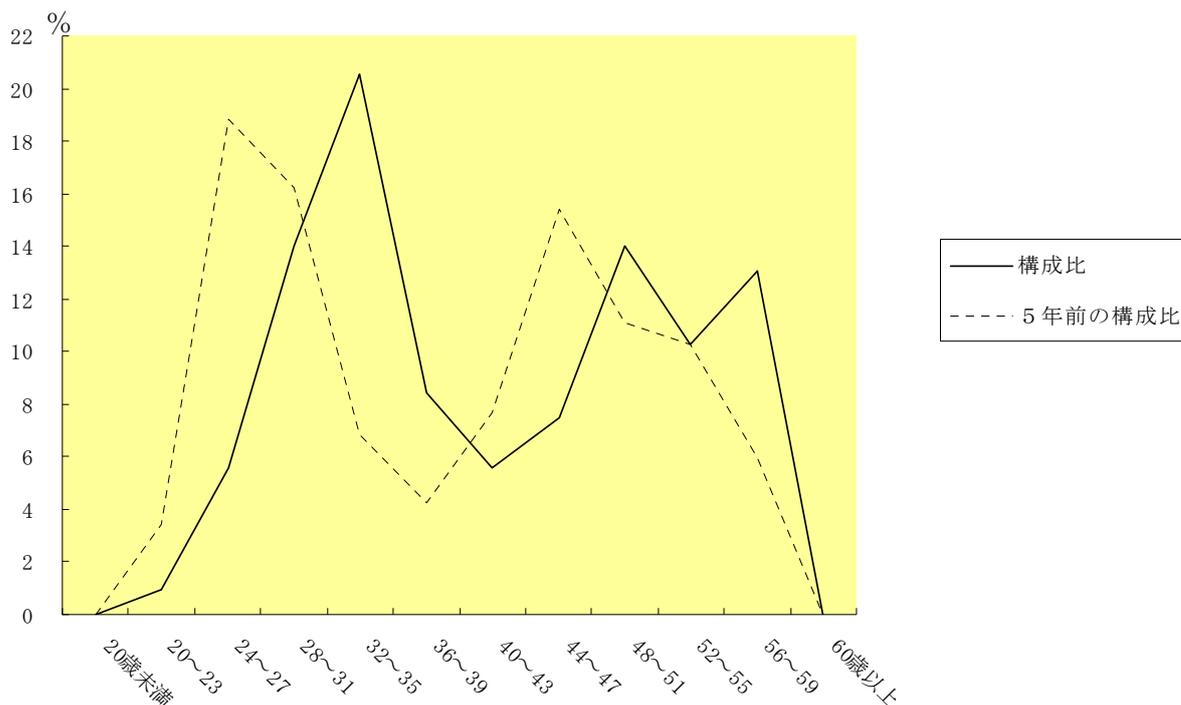
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成19年	平成18年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2		
		総 務	19	20	△1	退職不補充による減
		税 務	7	7		
		農 水	7	7		
		商 工	1	1		
		土 木	9	9		
		民 生	17	17		
		衛 生	7	7		
	計	69	70	△1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 5.3人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 8.66人)	
	教 育 部 門	24	24			
小 計	93	94	△1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 7.2人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 10.97人)		
公 営 会 計 部 門 企 業 等	水 道 部 門	4	4			
	下 水 道 部 門	4	5	△1	退職不補充による減	
	そ の 他 部 門	6	6			
	小 計	14	15	△1		
合 計		107 [123]	109 [123]	△2 [-]	<参考> 人口1,000人当たり職員数 8.3人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長含む)

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成19年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	1人	6人	15人	22人	9人	6人	8人	15人	11人	13人	0人	107人

(3) 定員管理の数値目標及び進捗状況

①平成17年4月1日～平成22年4月1日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
106人	98人	8人	92.5%

(参考) 鏡石町第2次行政改革大綱における定員管理の数値目標 (数・率)

計画期間		数値目標
始期	終期	
平成18年4月1日	平成23年3月31日	8人の純減

②定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在）

区分		17年 計画始期	18年 1年目	19年 2年目	18年～19年 計	(参考) 数値目標
一般行政	職員数	68	70	69	—	61
	増減		2	△1	1 (△14%)	△7
特別行政 公営企業等	職員数	38	38	37	—	37
	増減		0	△1	△1 (100%)	△1
計	職員数	106	108	106	—	98
	増減		2	△2	0 (0%)	△8

(注) 1 計画期間は、17年～22年の5年間である。

2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。

3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。

7 技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

(1) 基本的な考え方

技能労務職員の給与等の見直しについては、平成18年度から技能労務職給料表を給与構造見直しの実施により給料水準を平均1.2%引き下げており、昇給は55歳昇給抑制を実施している。

また、技能労務職員数については、平成21年度までに小中学校の給食業務を全て民間委託することにより、技能労務職員数を削減する。

(2) 具体的な取組内容

平成20年度に第二小学校の給食業務を民間委託、平成21年度に鏡石中学校の給食業務を民間委託し、技能労務職員の配置転換及び退職者の不補充を実施する。

(3) その他

平成21年度までに小中学校の給食業務を民間委託し、退職者の不補充を実施することにより、平成19年度には8名の技能労務職員数は、平成25年度には5名、平成30年度には2名となる見込みである。